

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和8年6月16日

福島県知事 内堀 雅雄 殿



提出者

住 所 喜多方市字押切一丁目99番

氏 名 喜多方市水道事業

喜多方市長 遠藤 忠一

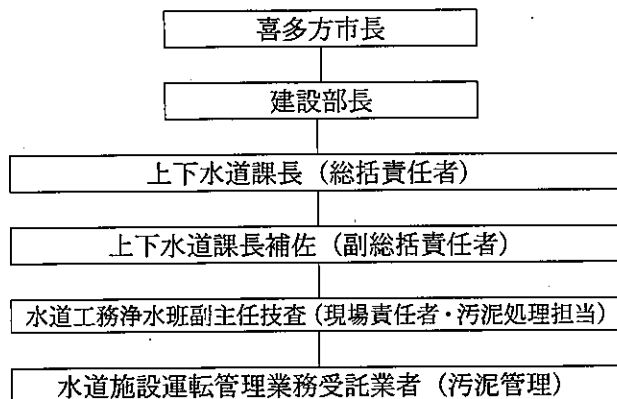
電話番号 0241-22-1562

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	喜多方市熱塩浄水場
事業場の所在地	福島県喜多方市熱塩加納町相田字上原乙789番地
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	水道事業
②事業の規模	給水人口 38,351人 配水量 5,214千 m^3 (令和8年3月末現在)
③従業員数	26人 (うち14人は委託業者) (令和8年3月末現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 製造工程・産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の発生工程 フローシート参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ
	排出量	401,647t	0.56t
	（これまでに実施した取組） 天日乾燥床6床を3床毎使用し天日乾燥の効率化、発生汚泥の減量化を図っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ
	排出量	410,065t	0.56t
	（今後実施する予定の取組） 原水（日中ダム水）濁度等水質を確認し、凝集剤等浄水薬品の注入効率を検討しながら汚泥発生量の抑制を図る。 次亜塩素酸ナトリウムタンク及び付帯設備の清掃を中身が少なくなったタイミングで行うなど廃液発生量の抑制を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 汚泥：浄水汚泥なので分別の必要は無い 廃アルカリ：産業廃棄物の種類及び数量を記載したポリタンクに入れて保存している
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 予定なし

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	401,472 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 天日乾燥床6床を3床毎使用し天日乾燥の効率化、発生汚泥の減量化を図っている。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	409,890 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 原水（日中ダム水）濁度等水質を確認し、凝集剤等浄水薬品の注入効率を検討しながら汚泥発生量の抑制を図る。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ
	全処理委託量	174.78 t	0.56 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0.56 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	汚泥 - 平成22年度までは、浄水天日乾燥汚泥（無機性汚泥）全量を中間処理業者に処理委託（造粒固化処分）し再生利用した。 - 原発事故後の放射能汚染問題により、中間処理業者が受入れを見合わせたため、平成23年度と24年度は仮置き保管した。 - 平成25年度は、当年度乾燥汚泥と平成23年度仮置汚泥を最終処分（埋立）した。 - 平成26年度は、当年度乾燥汚泥を最終処分（埋立）した。 - 平成27年度は、当年度乾燥汚泥と平成24年度仮置汚泥を最終処分（埋立）した。 - 平成28年度から令和5年度は、当年度乾燥汚泥を最終処分（埋立）した。 - 令和6年度及び令和7年度は、当年度乾燥汚泥を中間処理（堆肥処理）した。		
	廃アルカリ 平成25年度から令和7年度は、当年度廃アルカリを中間処理（還元焙焼・焼却）した。		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ
	全処理委託量	174.78 t	0.56 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	汚泥については、関係機関及び他の水道事業体と情報交換しながら、受入れ可能な再生利用業者への中間処理委託も検討する。 廃アルカリについては、時間の経過により有効塩素が減少するため、再生利用等は難しいと考えられる。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。